

完全調理済み食材供給業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、完全調理済み食材供給業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

完全調理済み食材供給業務

(2) 業務内容

「完全調理済み食材供給業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 納入場所

所在地：愛媛県南宇和郡愛南町中川 1 4 3 8 番 1

名 称：特別養護老人ホーム一本松荘

デイスサービス施設一本松荘

(4) 履行予定期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

※本業務は、給食材料費からの支出を前提とした食材供給の単価契約とする。

※契約は単年度契約とする。（なお、次年度については、業務実績等を踏まえ支障がなければ更新を行う。）

(5) 提案限度価格

1 8, 4 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本プロポーザルにおける価格提案は、公平な比較・審査を行うため、「1 年間（12 ヶ月間）の供給を想定した年間換算額」により行うものとする。

※上記提案限度価格には、1 年間の食材供給業務に想定される給食材料費および、導入初年度に伴う準備・調整業務にかかる初期費用等のすべてを含めるものとする。

※なお、令和 8 年度に締結する契約単価（令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで）にあたっては、提案された単価等を踏まえて実際の期間に応じた契約単価を算出して本契約とする。

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

(1) 食品衛生法による営業許可を受けていること。

(2) 過去 5 年間に国、地方公共団体（事業団を含む）、他の社会福祉法人若しくは医療法人と種類及び規模を同じくするか、又はそれ以上の業務を請け負い、そのすべてについて、誠実に履行している者。

(3) 愛媛県内に本社、支店、営業所のいずれかを有していること。

(4) 愛媛県内の社会福祉法人又は医療法人が運営する施設等への納入実績があること。

(5) 令和 8 年度現在、過去 3 年間に社会福祉法人又は医療法人が運営する施設等で食中毒等の事故を起こしていないこと、又は食中毒等の事故があった後、業務改善に努め適切な対応を行っていること。

(6) 納入しようとする食材を調理・加工する自社工場（セントラルキッチン）を有する、又は複数の工場との提携等により安定的な供給体制を構築し、かつ災害時等の緊急供給体制を整

備していること。

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (9) 宇和島地区広域事務組合が準用する宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）、松野町建設工事請負業者選定要領（平成11年訓令第16号）、鬼北町建設工事請負業者選定要綱（平成29年訓令第2号）、愛南町建設工事請負業者選定規則（平成17年規則第23号）のいずれかに基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。
※入札参加資格の認定を受けていない場合は、同要綱に基づく入札参加資格審査申請書を提出のうえ、参加を表明することができる。
- (10) 宇和島市、松野町、鬼北町及び愛南町のいずれかにおいて、建設工事等入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (11) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和8年 8月18日（火）
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和8年 8月24日（月）17時まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和8年 8月25日（火）
4. 参加申込書・提案書等の提出期限	令和8年 9月 1日（火）17時まで
5. プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和8年 9月中旬 予定
6. 審査結果の通知	令和8年 9月中旬 予定
7. 契約の締結	令和8年 9月下旬 予定
8. 審査結果の公表	令和8年10月上旬 予定

※事務取扱時間：土・日・祝日を除く8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の配布

① 配布期間

令和8年8月18日（火）から令和8年9月1日（火）まで

② 配布方法

宇和島地区広域事務組合ホームページに掲載する。

(2) 質問の受付及び回答

- ① 実施要領等に係る質問は、「完全調理済み食材供給業務プロポーザル質疑書（様式1）」によるものとし、宇和島地区広域事務組合経営企画課に電子メールにより提出すること。

なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

宇和島地区広域事務組合 経営企画課経営企画係

E-mail : keiei-kikaku@uwajimakouiki.jp

電話番号: 0 8 9 5 - 2 2 - 8 6 6 4

② 提出期限

令和8年8月24日（月）17時まで

③ 回答方法

令和8年8月25日（火）17時までに宇和島地区広域事務組合ホームページに掲載する。

※ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、提案書の記載内容の審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、提出期間以外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

（3）参加申込書・提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により参加申込書・提案書等を提出するものとする。

① 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 同種・類似業務の履行実績（様式3）

ウ 会社概要（様式4）

エ 添付書類（参加資格を証明する書類等）

オ 提案書（様式5）

カ 提案書（任意様式）

以下の内容を記載すること。

（i）業務実施体制

（ii）食事提供方法

（iii）福祉施設への給食や食事に関する基本的な考え方

（iv）喫食者の満足度向上のための具体的な方法

（v）個別対応について

（vi）震災等緊急時の食事確保の方法

（vii）食中毒を発生させた場合の食事確保について

（viii）異物混入があった際の対応について

（ix）発注から納品の流れ

（x）食数に応じた単価表

キ 業務要件確認書（様式6）

ク 参考見積書（様式7）

※見積書は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。また、食材納入に係る一食当たりの提案額は、朝食単価、昼食単価及び夕食単価（税込）をそれぞれ記載すること。

② 提案書の作成要領

「完全調理済み食材供給業務プロポーザル提案書等作成要領」のとおり

③ 提出期限

令和8年9月1日（火） 17時まで

④ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

宇和島地区広域事務組合 経営企画課経営企画係

TEL：0895-22-8664

⑤ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着とする）

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果及びプレゼンテーションの実施日時を文書にて通知する。

（4） プレゼンテーション等の実施

提出された提案書等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時（予定）

プレゼンテーション：令和8年9月中旬（予定）

場所：寿楽荘（宇和島市保田甲798）※宇和島市内の施設にて実施

② 所要時間（予定）

プレゼンテーション：50分以内（試食含む）

別途質疑応答：10分程度

③ その他

ア プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等の受付順とする。

イ プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーンは組合で用意する。

ウ 実施日時・場所・所要時間については変更となる場合があるため、詳細は、後日、別途通知するものとする。

エ プレゼンテーション参加人数については3名以内とする。（端末操作者は含めない）

オ 納入食材の試食について、実際に提供する方法で準備すること。

なお、試食メニューは、「魚をメインとした昼食」及び「肉をメインとした夕食」を想定し、提供にあたっては、各食形態（常食・ソフト食など）を審査員（8名）が試食できるよう、一口程度の量に小分けしたものを8人分準備すること。

また、実際の提供時における彩りやボリューム感がわかるよう、小分けの試食品とは別に、各メニューにつき「主菜および副菜」を含めた1食分（1人前）を盛り付けた「見本」を準備すること。

※ごはん・汁物は不要とする。なお、小分けにする試食品については主菜のみの準備で構わない。

※審査会場では水、火気、および電源の使用ができないため、試食品は保温容器等を使用し、あらかじめ喫食可能な状態にして持ち込むこと（現地での盛り付け作業のみ可）。

※会場の制約上、試食時に料理が冷めていても、審査において不利に扱うこと（減点等）はない。

7 受託候補者の特定

(1) 審査方法

審査は、別に設置する完全調理済み食材供給業務プロポーザル審査委員会が提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

(2) 評価項目及び評価内容

「完全調理済み食材供給業務プロポーザル評価基準」のとおり

(3) 受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準額を満たしていれば受託候補者として特定する。

8 審査結果

受託候補者の特定に係る審査結果は特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

受託候補者の特定に係る審査結果は、組合ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

10 契約に関する事項

受託候補者と宇和島地区広域事務組合（以下「組合」とする。）が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と組合との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。

なお、受託候補者と組合との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 組合から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。
- ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式 8）を提出すること。
- ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、組合が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島地区広域事務組合情報公開条例（平成 22 年条例第 1 号）に基づき公開する場合がある。
- ⑥ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- ⑦ 本業務の一括再委託は禁止とする。本業務の一部を再委託する場合は、予め書面で再委託する内容及び再委託業者を明らかにした承認申請書を組合に提出し、承認を得た後に実施すること。

13 問い合わせ先

〒798-8601

愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島地区広域事務組合 経営企画課経営企画係

電話0895-22-8664／FAX 0895-24-3943

電子メール keiei-kikaku@uwajimakouiki.jp